

情報通信システムセキュリティ研究会選奨規定

第一章 総則

(目的)

第一条 本規定は、情報通信システムセキュリティの学術的研究の進歩発展並びに情報通信システムセキュリティ研究会（以下、本研究会）の活性化のため、優れた研究や将来性のある研究の表彰について、必要な事項を定めることを目的とする。

(賞の種類)

第二条 選奨の種類は、次の通りとする。

- 一 情報通信システムセキュリティ研究賞（ICSS 研究賞）

(受賞決定)

第三条 各選奨の受賞者は、本研究会専門委員の審査結果に基づき、本研究会委員長、副委員長、幹事及び幹事補佐（以下、本研究会幹事団）の決議により決定する。

(規定変更)

第四条 本規定の変更は、本研究会幹事団の決議により決定する。

第二章 情報通信システムセキュリティ研究賞

(表彰対象)

第五条 情報通信システムセキュリティ研究賞は、当該年度内に本研究会で発表された論文のうち、優秀なものを選び、その著者を表彰する。

- 2 招待講演、論文提出の無い口頭発表、研究会での口頭発表が無い論文は対象外とする。
- 3 過去に受賞した著者が重ねて受賞しても差し支えない。

(表彰論文数)

第六条 表彰する論文数は表彰対象となる全論文数の5%程度を目途とし、10%を超えない範囲で決定する。

(審査方法)

第七条 情報通信システムセキュリティ研究賞は、各研究会の座長による一次審査と専門委員による二次審査で審査する。

- 2 一次審査では、座長は、担当するセッションで発表された各論文に対して、「着想のユニーク性」「成果の有用性」「今後の発展性」などを採点基準とし、5段階の審査結果を本研究会

幹事団に報告する。なお、各座長は自身と同一所属の著者を含む論文は審査対象外とし、審査対象外の論文が担当セッションに含まれる場合は、本研究会幹事団のいずれかが代わりに審査を行う。

3 本研究会幹事団は、座長評価に基づき表彰対象となる論文数の20%以内を目処に、二次審査の対象論文を決定する。

4 二次審査では、本研究会専門委員による評価を実施する。各専門委員は最大3編までの論文を推薦することができ、各推薦論文について3段階の評価点で傾斜を付けることができる。なお、各専門委員は自身と同一所属の著者を含む論文を推薦することはできない。

5 本研究会幹事団は、専門委員による二次審査結果を基に、推薦数、評価点、推薦割合（同一所属の専門委員を除外した上での推薦獲得率）などを総合的に勘案し、受賞論文を決定する。

（賞状等）

第八条 情報通信システムセキュリティ研究賞は、賞状、副賞とする。

2 副賞は論文1編につき四万円を上限とする。

（表彰）

第九条 受賞者は翌年度最初の本研究会において表彰され、本研究会のWebページにおいて公表する。

（論文誌への推薦）

第十条 情報通信システムセキュリティ研究賞の受賞論文については、情報・システムソサイエティ研究専門委員会推薦論文制度を活用し、適宜、論文誌への推薦を行う。

附則

（施行期日）

第一条 本規定は令和3年12月1日より施行する。